

放課後児童クラブ運営業務プロポーザル実施要領

I 基本事項

1 趣旨等

この要領は、放課後児童クラブ運営業務について、事業者の能力等を総合的に比較検討し、最も適した受託事業者を選定するため、必要な事項を定める。

本プロポーザルの実施及び契約の締結にあたり、必要な手続き等については、関係法令によるほか、この要領によるものとする。

2 プロポーザルの概要

公募型プロポーザル方式により、受託候補者を選定する。

3 契約の概要

(1) 契約の名称

放課後児童クラブ運営業務

(2) 契約の目的

放課後児童クラブ運営業務を委託するにあたり、安定的で質の高い保育サービスを提供できるよう、高い知識と技術、幅広い経験に基づく企画提案を受け審査することで最適な事業者を選定することを目的とする。

(3) 契約の内容

別紙1「放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

※ 受託者は契約締結日の翌日から令和4年3月31日までの間を準備期間とし、支援員等の確保、統括体制の確立などを行うものとし、また、保護者説明会等に同席をするものとする。ただし、準備期間中に発生した費用は本委託料の対象としない。

(5) 業務委託料上限額

各年度の業務委託料は、下記の上限額を超えないこと

令和4年度 47,192,000円

令和5年度 47,192,000円

令和6年度 46,860,000円

※ 本業務に係る消費税及び地方消費税については、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に該当するため、非課税であるものとして取り扱う。

4 発注者及び事業担当課

(1) 発注者

小矢部市

(2) 事業担当課

小矢部市民生部こども課

〒932-0821 富山県小矢部市鷺島 15 番地
電話番号 0766-67-8603 FAX 番号 0766-67-8602
電子メール kodomo@city.oyabe.lg.jp

5 参加資格要件等

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人その他の団体であること。(個人での参加はできない。)
- (2) 緊急時に迅速に対応できるよう富山県内又は石川県内に本社、支社又は営業所を有すること。
- (3) 過去5年(H29.4～)以内に10施設以上の放課後児童健全育成事業の業務実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4各号の規定に該当しない者であること。
- (5) 参加表明書の提出時点において、小矢部市契約規則(昭和48年小矢部市規則第8号)第20条第2項に規定する指名競争入札の参加資格名簿(物品・役務)に登載されている者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 代表者、役員又はその使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (8) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 小矢部市暴力団排除条例(平成24年小矢部市条例第1号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

6 プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表	1月14日(金)【市ホームページに掲載】
参加表明書の提出期限	1月19日(水)午後5時まで
質問書の提出期間	
施設説明会	1月21日(金)(参加資格者が希望する場合に開催)
質問書への回答期限	1月24日(月)午後5時までに全者に回答(電子メール)及び市ホームページに掲載

企画提案書等の提出期間	1月31日（月）午後5時まで
参加辞退届の提出期限	
プレゼン・ヒアリング	2月10日（木）予定
選定結果通知	2月15日（火）予定
特定者と仕様書協議	2月22日（火）まで予定
契約	2月22日（火）予定

7 実施要領等の取得

- (1) 取得方法 実施要領等は小矢部市ホームページからダウンロードにより取得するものとする。
- (2) 取得期間 令和4年1月14日（金）から1月31日（月）まで
- (3) URL <http://www.city.oyabe.toyama.jp/>

8 施設説明会

参加資格者が希望する場合、施設説明会を実施する。

- (1) 説明会日時
令和4年1月21日（金）午前10時から
- (2) 集合場所
小矢部市総合保健福祉センターロビー 小矢部市鷺島15番地
※視察施設は、市内7放課後児童クラブ
※参加者は2名以内とし、移動手段は参加者で準備すること。
※令和4年1月19日（水）午後5時まで連絡すること。

II 審査・選定等

1 選定の方法

企画提案書等の提出のあった者によるプレゼンテーション、ヒアリング等を行い、これに対し審査（総合評価）を行い、受託候補者1者を選定する。

2 質問及び回答

質問は質問書（様式1）により行うこととし、原則、口頭による質問は受け付けない。

- (1) 質問書の提出期間
令和4年1月14日（金）から1月19日（水）午後5時まで
- (2) 質問書の提出場所
事業担当課：小矢部市民生部こども課
- (3) 質問書の提出方法
質問書を作成し、電子メールまたはFAXで提出すること。
- (4) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和4年1月24日（月）までに電子メールでの送信及び小矢部市ホームページに掲載する。なお、質問への回答内容は、本実施要領等の追加又は修正とみなす。

3 参加表明書の提出

(1) 提出書類

参加表明書（様式2）及び参加資格誓約書（様式3）

(2) 提出期限

令和4年1月19日（水）午後5時必着

(3) 提出場所

事業担当課：小矢部市民生部こども課

(4) 提出方法

持参により提出すること。

4 参加辞退届の提出

参加表明後の辞退は、参加辞退書（様式4）を提出すること。

(1) 提出期限

令和4年1月31日（月）午後5時必着

(2) 提出場所

事業担当課：小矢部市民生部こども課

(3) 提出方法

持参により提出すること。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

別紙2「企画提案書等の作成に係る留意事項」に基づき、企画提案書等を提出すること。提出部数は次のとおりとする。

ア 様式5 8部

イ 様式6 8部

ウ 見積書（任意様式） 1部

(2) 提出期間

令和4年1月24日（月）から1月31日（月）午後5時まで

(3) 提出場所

事業担当課：小矢部市民生部こども課

(4) 提出方法

持参又は簡易書留郵便により提出すること。なお、郵便による提出の場合は、提出期限内に必着すること。

(5) 再提出等

提出後の内容の変更及び追加、再提出は認めない。

6 受託候補者の選定

(1) 選定組織

受託候補者の選定は、5名の委員で組織する「小矢部市放課後児童クラブ運営業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が行う。

(2) **別紙3**「企画提案審査要領」により評価する。（総合評価）

7 企画提案書等の審査

(1) 企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等による審査

ア プレゼンテーションの時間は35分以内（説明25分、質疑応答10分）の予定で実施する。

イ 企画提案書の説明やプレゼンテーションは、ZOOMのオンライン会議サービスを使用して実施する。小矢部市がホスト（主催者）として開催するので、対応可能なWeb会議環境を準備すること。なお、ZOOMの招待状は参加表明書（様式2）に記載されたメールアドレスに送付する。

ウ 提出書類以外の追加資料の提出は認めない。

エ プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

(2) 評価基準

プレゼンテーション及びヒアリングにより総合的に評価する。

(3) 結果の通知

審査の結果は、提案者全員に文書で通知する。審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

III その他

1 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) この要領に定める手続き以外の手法により、選定委員会委員又は事業担当課等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めたとき。

(2) 提出期限後に書類の提出があったとき。

(3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(4) 本要領に違反する表現をしたとき。

(5) その他選定委員会が本要領に違反すると認めるとき。

2 業務の契約

(1) 契約

ア 契約手続きは、小矢部市契約規則（昭和48年小矢部市規則第8号）の定めによるものとする。

イ 小矢部市は、契約締結後においても受託者の本提案における失格事項又は不

正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

- (2) 契約書 小矢部市契約規則の規定に定めるところによる。
- (3) 契約内容 契約書、仕様書、企画提案書等に基づき決定する。

3 留意事項

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、提出された企画提案書等は小矢部市情報公開条例（平成12年小矢部市条例第30号）の規定により、企画提案書等の情報公開請求があった場合は、非公開情報を除き、原則公開する。公開することにより、法人その他の団体の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報（事業等のノウハウ等）については、非公開となる。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は小矢部市に帰属する。
- (5) 企画提案の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。

4 その他

- (1) 本プロポーザルの手続きに使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る一切の費用は、提案者の負担とする。

5 添付資料

- (1) 放課後児童クラブ運営業務委託仕様書 別紙1
- (2) 企画提案書等の作成に係る留意事項 別紙2
- (3) 企画提案審査要領 別紙3
- (4) 質問書（様式1）
- (5) 参加表明書（様式2）
- (6) 参加資格誓約書（様式3）
- (7) 参加辞退書（様式4）
- (8) 企画提案提出書（様式5）
- (9) 業務実績（様式6）